

令和3年度 松茂町児童クラブ入会申請について

松茂町社会福祉協議会

1. 対象児童（松茂町在住の小学生で保護者が就労等による留守家庭児童）

- 松茂児童クラブ 松茂小学校 1～4年生＜笹木野（八北は除く）・住吉・豊岡・広島＞
- 東部児童クラブ 松茂小学校 1～4年生
＜福有・豊久・満穂・笹木野八北・中喜来群恵・稲本＞
松茂・喜来小学校 5・6年生
- 喜来児童クラブ 喜来小学校 1～4年生
- 長原児童クラブ 長原小学校 1～6年生

※申請人数が多い児童クラブについては他の児童クラブの利用をお願いする場合があります。

2. 開館時間

- ・平日 12時45分～18時45分まで
- ・土曜日 7時15分～18時45分まで
*松茂児童クラブ利用となります。東部・喜来・長原児童クラブは閉館。
- ・春休み・夏休み・冬休み・休日登校による振替休業日。7時15分～18時45分まで

3. 休館日

- ・日曜日・国民の休日・年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ・その他、指定管理者が必要と認めた場合（暴風警報等）

4. 諸経費

- ・利用料（月額1,700円）
- ・保護者会費（月額500円）
- ・間食費（1日100円）
- ・手帳代（1冊200円）

※別途保険代が必要です。

5. 受付期間及び時間

- ・令和2年11月2日（月）～令和2年11月30日（月） 12時45分～18時45分

6. 申請方法

- ・**初めて入会する方**：受付期間中に入会申請書・就労証明書を利用児童クラブへ提出してください。
- ・**令和2年度と同じ児童クラブに入会する方（継続児）**
受付期間中に入会申請書を利用児童クラブへ提出してください。令和3年2月頃に就労証明書の提出を依頼します。

7. 申請書類

- ・各児童クラブで配布しています。

※就労時間については、週3日以上かつ16時間以上働いていること。

なお、兄弟同時に児童クラブを利用している場合は、就労証明書の提出部数は1部で可とします。

就労先の変更など申請事項に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。

※現在、児童クラブを利用している児童も申請してください。利用料滞納者は利用できません。

※求職活動中の方は利用できません。